平成２２年（フ）第２５８号
大阪府和泉市伯太町２丁目７番４―107号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
大阪府岸和田市大手町８番24号
債務者　久保　貞穂
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
大阪府泉大津市清水町３番27―205号
債務者　中山　貴子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番12―508号
債務者　林　　雅美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番12―508号
債務者　山本　留実
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
大阪府泉佐野市鶴原927番地の１－６―103
債務者　大和屋惠子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
大阪府泉大津市東助松町３丁目10番10号八十八荘２Ｆ101、前住所大阪府枚方市釈尊寺町25番22―406号
債務者　今村　直人
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
大阪府貝塚市澤1261番地１日の出荘２Ｆ１、前住所和歌山市冬野1590番地
債務者　田中　茂樹
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
大阪府岸和田市大町52番地府営住宅58棟333号
債務者　西河　和代
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
大阪府和泉市富秋町１丁目６番15号
債務者　田中美樹子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地12棟302号
債務者　酒井　功一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅３―403
債務者　柏原　一美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
兵庫県加東市高岡152番地１　プリオールたきの103号
債務者　中村　明子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１６号
兵庫県揖保郡太子町東保48番地11
債務者　福井　清美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第８０号
香川県高松市扇町１丁目25番39ＶＩＰマンション202号
債務者　河野多津子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１２号
香川県観音寺市流岡町1057―３
債務者　石川　竹由
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第４５号
長崎県西海市大瀬戸町雪浦奥浦郷279番地
債務者　村上　竹彦
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
長崎県長崎市三川町669番地
債務者　井手口賢二
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係